

議案第45号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。
令和元年6月18日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、令和元年度における国民健康保険税の税率を改正するため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

朝来市国民健康保険税条例(平成17年朝来市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.6」を「100分の7.0」に改める。

第4条中「100分の12.3」を「100分の6.2」に改める。

第5条中「23,200円」を「23,600円」に改める。

第6条中「100分の2.4」を「100分の2.8」に改める。

第7条中「100分の4.5」を「100分の2.5」に改める。

第7条の2中「8,600円」を「9,500円」に改める。

第7条の3第1号中「7,600円」を「8,200円」に改め、同条第2号中「3,800円」を「4,100円」に改め、同条第3号中「5,700円」を「6,150円」に改める。

第8条中「100分の2.3」を「100分の2.5」に改める。

第9条中「100分の6.2」を「100分の3.3」に改める。

第9条の2中「10,100円」を「11,000円」に改める。

第9条の3中「6,500円」を「7,100円」に改める。

第23条第1号中「16,240円」を「16,520円」に、「6,020円」を「6,650円」に、「5,320円」を「5,740円」に、「2,660円」を「2,870円」に、「3,990円」を「4,305円」に、「7,070円」を「7,700円」に、「4,550円」を「4,970円」に改め、同条第2号中「11,600円」を「11,800円」に、「4,300円」を「4,750円」に、「3,800円」を「4,100円」に、「1,900円」を「2,050円」に、「2,850円」を「3,075円」に、「5,050円」を「5,500円」に、「3,250円」を「3,550円」に改め、同条第3号中「4,640円」を「4,720円」に、「1,720円」を「1,900円」に、「1,520円」を「1,640円」に、「760円」を「820円」に、「1,140円」を「1,230円」に、「2,020円」を「2,200円」に、「1,300円」を「1,420円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の朝来市国民健康保険税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第45号資料

朝来市国民健康保険税条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の6.6</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の12.3</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,200円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.4</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の4.5</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>8,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割	(国民健康保険の被保険者に係る所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に<u>100分の7.0</u>を乗じて算定する。 2 (略) (国民健康保険の被保険者に係る資産割額) 第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の6.2</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額) 第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>23,600円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額) 第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.8</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額) 第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額) 第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割

額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,600円</u> (2) 特定世帯 <u>3,800円</u> (3) 特定継続世帯 <u>5,700円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.3</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の6.2</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,100円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>6,500円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。	額) 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>8,200円</u> (2) 特定世帯 <u>4,100円</u> (3) 特定継続世帯 <u>6,150円</u> (介護納付金課税被保険者に係る所得割額) 第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.5</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る資産割額) 第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の3.3</u>を乗じて算定する。 (介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,000円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額) 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,100円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。
---	---

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>16,240円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,280円 （イ）特定世帯 7,140円 （ウ）特定継続世帯 10,710円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,020円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,320円</u> （イ）特定世帯 <u>2,660円</u> （ウ）特定継続世帯 <u>3,990円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7,070円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,550円</u> (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>11,600円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る	(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>16,520円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,280円 （イ）特定世帯 7,140円 （ウ）特定継続世帯 10,710円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>6,650円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,740円</u> （イ）特定世帯 <u>2,870円</u> （ウ）特定継続世帯 <u>4,305円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>7,700円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4,970円</u> (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>11,800円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る
---	---

世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,200円 (イ) 特定世帯 5,100円 (ウ) 特定継続世帯 7,650円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,300円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,800円 (イ) 特定世帯 1,900円 (ウ) 特定継続世帯 2,850円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,050円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,250円 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,640円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,080円 (イ) 特定世帯 2,040円 (ウ) 特定継続世帯 3,060円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保	世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,200円 (イ) 特定世帯 5,100円 (ウ) 特定継続世帯 7,650円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,750円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,100円 (イ) 特定世帯 2,050円 (ウ) 特定継続世帯 3,075円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,500円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,550円 (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,720円 イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,080円 (イ) 特定世帯 2,040円 (ウ) 特定継続世帯 3,060円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保
---	---

険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について<u>1,720円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,520円</u> （イ）特定世帯 <u>760円</u> （ウ）特定継続世帯 <u>1,140円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,020円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1,300円</u>	険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について<u>1,900円</u> エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,640円</u> （イ）特定世帯 <u>820円</u> （ウ）特定継続世帯 <u>1,230円</u> オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について<u>2,200円</u> カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>1,420円</u>
---	---



令和元年6月5日

朝来市長 多次 勝 昭 様

朝来市国民健康保険運営協議会

会長 向 井 兵 磨



令和元年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について（答申）

令和元年6月5日付諮問第2号をもって諮問のあった標記の件について、同日、運営協議会を開催し、審議の結果、次のとおり結論をみたので答申する。

記

1 結論

令和元年度朝来市国民健康保険税の賦課方法について

朝来市国民健康保険税の賦課割合は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに次のとおりとする。

応 能 割		応 益 割	
50%		50%	
所得割総額	資産割総額	均等割総額	平等割総額
47.6%	2.4%	32.4%	17.6%

2 答申に当たって

今回諮問された事項について、事務局から資料提出を求め、慎重審議を行った。

上記賦課割合について、条例規定上の表記とすると次のとおりとなる。

医療給付費分

	現 行	改 定 後
所得割	6.6%	7.0%
資産割	12.3%	6.2%
均等割	23,200円	23,600円
平等割	20,400円	20,400円
賦課限度額	58万円	61万円

後期高齢者支援金分

	現 行	改 定 後
所得割	2.4%	2.8%
資産割	4.5%	2.5%
均等割	8,600円	9,500円
平等割	7,600円	8,200円
賦課限度額	19万円	19万円

介護納付金分

	現 行	改 定 後
所得割	2. 3 %	2. 5 %
資産割	6. 2 %	3. 3 %
均等割	1 0, 1 0 0 円	1 1, 0 0 0 円
平等割	6, 5 0 0 円	7, 1 0 0 円
賦課限度額	1 6 万円	1 6 万円

平成31年2月5日開催の第32回朝来市国民健康保険運営協議会において、県へ納付する国保事業費納付金を確保するための国民健康保険税一人当たり賦課額について、医療給付費分の増加分に充てるため、国保財政調整基金を26,000,000円繰り入れるとしたうえで、医療給付費分を前年度と据え置き57,600円、後期高齢者支援金分を前年度から1,700円引き上げの23,000円及び介護納付金分を前年度から2,000円引き上げの27,100円とすることが適当と答申したところである。

まず、応能割における所得割と資産割の賦課割合の変更については、低所得層の負担に配慮し、県国保運営方針に沿って資産割を段階的に縮小し、最終的には廃止するとした平成29年5月開催の本協議会の答申に基づいた変更内容となっており、異論はない。

また、令和元年度賦課に向けての被保険者数、所得割課税標準額及び資産割課税標準額等各種の数値が出揃ったうえで当局から示された賦課割合（税率）については、健全な国民健康保険財政の運営に必要な財源が確保されており、かつ、税の安定性、公平性にも十分な配慮がうかがえることから、前回の答申に沿ったものと認め、「了承すべきもの」と結論づける。

なお、朝来市国民健康保険事業の将来にわたる安定的な運営のため、次の意見を付記するので参考とされたい。

<附帯意見>

(1) 国民健康保険財政の安定化と財政調整基金について

平成30年度決算状況をみると、歳入歳出差引で136,800,000円余りの黒字となっている。そのうち、令和元年度における前年度精算（超過交付となった保険給付費等交付金）に伴う返還分を差し引いても80,000,000円を決算剰余金として財政調整基金に積み立てることが可能となった。さらに、平成30年度途中には、21,300,000円の年度内基金積み立てを実施しており、結果的に決算時における基金残高は193,298,867円となり、一時期の危機的状況は脱し、安定的必要額を確保したと推察される。

現実視される医療費の増加に伴う国保事業費納付金の上昇により、国保財政は今後とも厳しい財政運営が見込まれる。そうした中、被保険者の保険税率の上昇を極力抑えるため、収納率を上げて保険税収入を確保するとともに、医療費適正化のための取組を推進し、一人当たりの医療費の伸びを抑制することは保険者努力として必要であるが、国保財政調整基金は、財政調整の最後の砦として、被保険者の保険料負担に対する激変緩和に充てる等、その使い方については有効かつ慎重な検討を期待する。

(2) 国県への要望

昨年度の答申でも要請したところではあるが、都道府県単位化のメリット、医療費や被保険者数の動向等を分析・検証し、新たに保険者となった兵庫県に対しても、近く公表される県の平成30年度国保特別会計の決算状況、国保事業費納付金の算定方法及び激変緩和措置の在り方等の十分な検証を要望し、激変緩和措置の継続を含めたさらなる公費の拡充を国に対しても働きかけるなど持続可能な国民健康保険制度の安定運営に向けた必要な対策を求めるものである。

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の参考資料 (①)

【医療給付費分】

			令和元年度		平成30年度		比 較	
			①		②		①-②	増減率
加入世帯数 (世帯)			4,287 (世帯)		4,321 (世帯)		△ 34 (世帯)	△ 0.8 %
被保険者数 (人)			6,832 (人)		6,978 (人)		△ 146 (人)	△ 2.1 %
一世帯当り被保険者数 (人)			1.59 (人)		1.61 (人)		△ 0.02 (人)	△ 1.2 %
所得割課税標準額 (千円)			3,359,817 (千円)		3,414,972 (千円)		△ 55,155 (千円)	△ 1.6 %
一世帯当り所得割課税標準額 (千円)			783.7 (千円)		790.3 (千円)		△ 6.6 (千円)	△ 0.8 %
資産割課税標準額 (千円)			191,566 (千円)		191,236 (千円)		330 (千円)	0.2 %
一世帯当り資産割課税標準額 (千円)			44.6 (千円)		44.2 (千円)		0.4 (千円)	0.9 %
軽 減 該 当 世 帯 の 状 況	均等割 (人数・割合)	2割軽減	959 人	14.0 %	950 人	13.6 %	9 人	0.9 %
		5割軽減	1,282 人	18.8 %	1,281 人	18.4 %	1 人	0.1 %
		7割軽減	1,540 人	22.5 %	1,565 人	22.4 %	△ 25 人	△ 1.6 %
		計	3,781 人	55.3 %	3,796 人	54.4 %	△ 15 人	△ 0.4 %
	平等割 (世帯数・割合)	2割軽減	517 世帯	12.1 %	506 世帯	11.7 %	11 世帯	2.2 %
		5割軽減	720 世帯	16.8 %	709 世帯	16.4 %	11 世帯	1.6 %
		7割軽減	1,164 世帯	27.1 %	1,177 世帯	27.3 %	△ 13 世帯	△ 1.1 %
		計	2,401 世帯	56.0 %	2,392 世帯	55.4 %	9 世帯	0.4 %
	限度超過世帯数 (世帯)		26 (世帯)		24 (世帯)		2 (世帯)	8.3 %

【後期高齢者支援金分】

			令和元年度		平成30年度		比 較	
			①		②		①-②	増減率
加入世帯数 (世帯)			4,293 (世帯)		4,368 (世帯)		△ 75 (世帯)	△ 1.7 %
被保険者数 (人)			6,849 (人)		7,075 (人)		△ 226 (人)	△ 3.2 %
一世帯当り被保険者数 (人)			1.59 (人)		1.61 (人)		△ 0.02 (人)	△ 1.2 %
所得割課税標準額 (千円)			3,361,371 (千円)		3,460,918 (千円)		△ 99,547 (千円)	△ 2.9 %
一世帯当り所得割課税標準額 (千円)			782.9 (千円)		792.3 (千円)		△ 9.4 (千円)	△ 1.2 %
資産割課税標準額 (千円)			191,661 (千円)		193,953 (千円)		△ 2,291 (千円)	△ 1.2 %
一世帯当り資産割課税標準額 (千円)			44.6 (千円)		44.4 (千円)		0.2 (千円)	0.5 %
軽 減 該 当 世 帯 の 状 況	均等割 (人数・割合)	2割軽減	961 人	14.0 %	965 人	13.6 %	△ 4 人	△ 0.4 %
		5割軽減	1,288 人	18.8 %	1,299 人	18.4 %	△ 11 人	△ 0.8 %
		7割軽減	1,545 人	22.6 %	1,589 人	22.5 %	△ 44 人	△ 2.8 %
		計	3,794 人	55.4 %	3,853 人	54.5 %	△ 59 人	△ 1.5 %
	平等割 (世帯数・割合)	2割軽減	517 世帯	12.0 %	510 世帯	11.7 %	7 世帯	1.4 %
		5割軽減	721 世帯	16.8 %	715 世帯	16.4 %	6 世帯	0.8 %
		7割軽減	1,168 世帯	27.2 %	1,191 世帯	27.2 %	△ 23 世帯	△ 1.9 %
		計	2,406 世帯	56.0 %	2,416 世帯	55.3 %	△ 10 世帯	△ 0.4 %
	限度超過世帯数 (世帯)		52 (世帯)		43 (世帯)		9 (世帯)	20.9 %

【介護納付金分】

			令和元年度		平成30年度		比 較	
			①		②		①-②	増減率
加入世帯数 (世帯)			1,730 (世帯)		1,846 (世帯)		△ 116 (世帯)	△ 6.3 %
被保険者数 (人)			2,065 (人)		2,205 (人)		△ 140 (人)	△ 6.3 %
一世帯当り被保険者数 (人)			1.19 (人)		1.19 (人)		0.00 (人)	0.0 %
所得割課税標準額 (千円)			1,298,990 (千円)		1,326,128 (千円)		△ 27,138 (千円)	△ 2.0 %
一世帯当り所得割課税標準額 (千円)			750.8 (千円)		718.3 (千円)		32.5 (千円)	4.5 %
資産割課税標準額 (千円)			50,058 (千円)		51,427 (千円)		△ 1,370 (千円)	△ 2.7 %
一世帯当り資産割課税標準額 (千円)			28.9 (千円)		27.8 (千円)		1.1 (千円)	4.0 %
軽 減 該 当 世 帯 の 状 況	均等割 (人数・割合)	2割軽減	265 人	12.8 %	257 人	11.6 %	8 人	3.1 %
		5割軽減	286 人	13.9 %	295 人	13.4 %	△ 9 人	△ 3.1 %
		7割軽減	467 人	22.6 %	514 人	23.3 %	△ 47 人	△ 9.1 %
		計	1,018 人	49.3 %	1,066 人	48.3 %	△ 48 人	△ 4.5 %
	平等割 (世帯数・割合)	2割軽減	204 世帯	11.8 %	197 世帯	10.7 %	7 世帯	3.6 %
		5割軽減	235 世帯	13.6 %	237 世帯	12.8 %	△ 2 世帯	△ 0.8 %
		7割軽減	429 世帯	24.8 %	464 世帯	25.1 %	△ 35 世帯	△ 7.5 %
		計	868 世帯	50.2 %	898 世帯	48.6 %	△ 30 世帯	△ 3.3 %
	限度超過世帯数 (世帯)		28 (世帯)		26 (世帯)		2 (世帯)	7.7 %

朝来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の参考資料（②）

1. 医療給付費課税額に係る税率

区 分			現 行	改 正 案	関 係 事 項
所 得 割 率			100分の 6.6	100分の 7.0	第3条1項
資 産 割 率			100分の 12.3	100分の 6.2	第4条
被 保 険 者 均 等 割 額			23,200円	23,600円	第5条
世 帯 別 平 等 割 額	特 定 世 帯 以 外		20,400円	20,400円	第5条の2第1号
	特 定 世 帯		10,200円	10,200円	第5条の2第2号
	特 定 継 続 世 帯		15,300円	15,300円	第5条の2第3号
軽	7割	均 等 割	16,240円	16,520円	第23条第1号
		平 等 割	特 定 世 帯 以 外	14,280円	
			特 定 世 帯	7,140円	
			特 定 継 続 世 帯	10,710円	
減	5割	均 等 割	11,600円	11,800円	第23条第2号
		平 等 割	特 定 世 帯 以 外	10,200円	
			特 定 世 帯	5,100円	
			特 定 継 続 世 帯	7,650円	
額	2割	均 等 割	4,640円	4,720円	第23条第3号
		平 等 割	特 定 世 帯 以 外	4,080円	
			特 定 世 帯	2,040円	
			特 定 継 続 世 帯	3,060円	

2. 後期高齢者支援金課税額に係る税率

区 分			現 行	改 正 案	関 係 事 項
所 得 割 率			100分の 2.4	100分の 2.8	第6条
資 産 割 率			100分の 4.5	100分の 2.5	第7条
被 保 険 者 均 等 割 額			8,600円	9,500円	第7条の2
世 帯 別 平 等 割 額	特 定 世 帯 以 外		7,600円	8,200円	第7条の3第1号
	特 定 世 帯		3,800円	4,100円	第7条の3第2号
	特 定 継 続 世 帯		5,700円	6,150円	第7条の3第3号
軽	7割	均 等 割	6,020円	6,650円	第23条第1号
		平 等 割	特 定 世 帯 以 外	5,320円	
			特 定 世 帯	2,660円	
			特 定 継 続 世 帯	3,990円	
減	5割	均 等 割	4,300円	4,750円	第23条第2号
		平 等 割	特 定 世 帯 以 外	3,800円	
			特 定 世 帯	1,900円	
			特 定 継 続 世 帯	2,850円	
額	2割	均 等 割	1,720円	1,900円	第23条第3号
		平 等 割	特 定 世 帯 以 外	1,520円	
			特 定 世 帯	760円	
			特 定 継 続 世 帯	1,140円	

3. 介護納付金課税額に係る税率

区 分			現 行	改 正 案	関 係 事 項
所 得 割 率			100分の 2.3	100分の 2.5	第8条
資 産 割 率			100分の 6.2	100分の 3.3	第9条
被 保 険 者 均 等 割 額			10,100円	11,000円	第9条の2
世 帯 別 平 等 割 額			6,500円	7,100円	第9条の3
軽	7割	均 等 割	7,070円	7,700円	第23条第1号
		平 等 割	4,550円	4,970円	
減	5割	均 等 割	5,050円	5,500円	第23条第2号
		平 等 割	3,250円	3,550円	
額	2割	均 等 割	2,020円	2,200円	第23条第3号
		平 等 割	1,300円	1,420円	

令和元年度国民健康保険税(医療給付費分及び後期高齢者支援金分)計算例
〔所得割課税標準額、資産割課税標準額を令和元年度の基準額により比較した場合〕

【税率】

	令和元年度(案)			平成30年度			比較
	医療給付費	後期高齢者支援金	医療＋後期	医療給付費	後期高齢者支援金	医療＋後期	
A 所得割	7.0 %	2.8 %	9.8 %	6.6 %	2.4 %	9.0 %	0.8 ポイント
B 資産割	6.2 %	2.5 %	8.7 %	12.3 %	4.5 %	16.8 %	△ 8.1 ポイント
C 均等割	23,600 円	9,500 円	33,100 円	23,200 円	8,600 円	31,800 円	1,300 円
D 平等割	20,400 円	8,200 円	28,600 円	20,400 円	7,600 円	28,000 円	600 円

【税額計算例】

例1) 7割軽減の世帯(所得金額が33万円以下)

2人世帯	令和元年度(案) 【7割軽減】			平成30年度据置き 【7割軽減】		
区分	医療給付費	後期高齢者支援金	医療＋後期	医療給付費	後期高齢者支援金	医療＋後期
a 所得額	330,000 円	330,000 円	円	330,000 円	330,000 円	円
b 基礎控除	330,000 円	330,000 円	円	330,000 円	330,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	0 円	0 円	円	0 円	0 円	円
d 固定資産税	44,600 円	44,600 円	円	44,600 円	44,600 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
② 資産割(d×資産割税率)	2,765 円	1,115 円	3,880 円	5,485 円	2,007 円	7,492 円
③ 均等割(C×2人)	47,200 円	19,000 円	66,200 円	46,400 円	17,200 円	63,600 円
④ 平等割	20,400 円	8,200 円	28,600 円	20,400 円	7,600 円	28,000 円
e 7割軽減額[(③+④)×0.7]	△ 47,320 円	△ 19,040 円	△ 66,360 円	△ 46,760 円	△ 17,360 円	△ 64,120 円
f 端数調整額	△ 45 円	△ 75 円	△ 120 円	△ 25 円	△ 47 円	△ 72 円
g 保険税額	23,000 円	9,200 円	32,200 円	25,500 円	9,400 円	34,900 円
差 額						△ 2,700 円

例2) 5割軽減の世帯(所得金額が33万円に28万円×被保険者数を加えた金額以下)

2人世帯	令和元年度(案) 【5割軽減】			平成30年度据置き 【5割軽減】		
区分	医療給付費	後期高齢者支援金	医療＋後期	医療給付費	後期高齢者支援金	医療＋後期
a 所得額	890,000 円	890,000 円	円	890,000 円	890,000 円	円
b 基礎控除	330,000 円	330,000 円	円	330,000 円	330,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	560,000 円	560,000 円	円	560,000 円	560,000 円	円
d 固定資産税	44,600 円	44,600 円	円	44,600 円	44,600 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	39,200 円	15,680 円	54,880 円	36,960 円	13,440 円	50,400 円
② 資産割(d×資産割税率)	2,765 円	1,115 円	3,880 円	5,485 円	2,007 円	7,492 円
③ 均等割(C×2人)	47,200 円	19,000 円	66,200 円	46,400 円	17,200 円	63,600 円
④ 平等割	20,400 円	8,200 円	28,600 円	20,400 円	7,600 円	28,000 円
e 5割軽減額[(③+④)×0.5]	△ 33,800 円	△ 13,600 円	△ 47,400 円	△ 33,400 円	△ 12,400 円	△ 45,800 円
f 端数調整額	△ 65 円	△ 95 円	△ 160 円	△ 45 円	△ 47 円	△ 92 円
g 保険税額	75,700 円	30,300 円	106,000 円	75,800 円	27,800 円	103,600 円
差 額						2,400 円

例3) 2割軽減の世帯(所得金額が33万円に51万円×被保険者数を加えた金額以下)

2人世帯	令和元年度(案) 【2割軽減】			平成30年度据置き 【2割軽減】		
区分	医療給付費	後期高齢者支援金	医療＋後期	医療給付費	後期高齢者支援金	医療＋後期
a 所得額	1,350,000 円	1,350,000 円	円	1,350,000 円	1,350,000 円	円
b 基礎控除	330,000 円	330,000 円	円	330,000 円	330,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	1,020,000 円	1,020,000 円	円	1,020,000 円	1,020,000 円	円
d 固定資産税	44,600 円	44,600 円	円	44,600 円	44,600 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	71,400 円	28,560 円	99,960 円	67,320 円	24,480 円	91,800 円
② 資産割(d×資産割税率)	2,765 円	1,115 円	3,880 円	5,485 円	2,007 円	7,492 円
③ 均等割(C×2人)	47,200 円	19,000 円	66,200 円	46,400 円	17,200 円	63,600 円
④ 平等割	20,400 円	8,200 円	28,600 円	20,400 円	7,600 円	28,000 円
e 2割軽減額[(③+④)×0.2]	△ 13,520 円	△ 5,440 円	△ 18,960 円	△ 13,360 円	△ 4,960 円	△ 18,320 円
f 端数調整額	△ 45 円	△ 35 円	△ 80 円	△ 45 円	△ 27 円	△ 72 円
g 保険税額	128,200 円	51,400 円	179,600 円	126,200 円	46,300 円	172,500 円
差 額						7,100 円

例4) 給与所得者の世帯

モデルケース 夫:給与収入 220万円 妻:給与収入 103万円以下

2人世帯	令和元年度(案) 【軽減非該当】			平成30年度据置き 【軽減非該当】		
区分	医療給付費	後期高齢者支援金	医療＋後期	医療給付費	後期高齢者支援金	医療＋後期
a 所得額	1,360,000 円	1,360,000 円	円	1,360,000 円	1,360,000 円	円
b 基礎控除	330,000 円	330,000 円	円	330,000 円	330,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	1,030,000 円	1,030,000 円	円	1,030,000 円	1,030,000 円	円
d 固定資産税	44,600 円	44,600 円	円	44,600 円	44,600 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	72,100 円	28,840 円	100,940 円	67,980 円	24,720 円	92,700 円
② 資産割(d×資産割税率)	2,765 円	1,115 円	3,880 円	5,485 円	2,007 円	7,492 円
③ 均等割(C×2人)	47,200 円	19,000 円	66,200 円	46,400 円	17,200 円	63,600 円
④ 平等割	20,400 円	8,200 円	28,600 円	20,400 円	7,600 円	28,000 円
e 端数調整額	△ 65 円	△ 55 円	△ 120 円	△ 65 円	△ 27 円	△ 92 円
g 保険税額	142,400 円	57,100 円	199,500 円	140,200 円	51,500 円	191,700 円
				差 額		7,800 円

例5) 事業所得者の世帯

モデルケース 夫:事業所得 150万円 妻:給与収入 103万円以下

2人世帯	令和元年度(案) 【軽減非該当】			平成30年度据置き 【軽減非該当】		
区分	医療給付費	後期高齢者支援金	医療＋後期	医療給付費	後期高齢者支援金	医療＋後期
a 所得額	1,500,000 円	1,500,000 円	円	1,500,000 円	1,500,000 円	円
b 基礎控除	330,000 円	330,000 円	円	330,000 円	330,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	1,170,000 円	1,170,000 円	円	1,170,000 円	1,170,000 円	円
d 固定資産税	44,600 円	44,600 円	円	44,600 円	44,600 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	81,900 円	32,760 円	114,660 円	77,220 円	28,080 円	105,300 円
② 資産割(d×資産割税率)	2,765 円	1,115 円	3,880 円	5,485 円	2,007 円	7,492 円
③ 均等割(C×2人)	47,200 円	19,000 円	66,200 円	46,400 円	17,200 円	63,600 円
④ 平等割	20,400 円	8,200 円	28,600 円	20,400 円	7,600 円	28,000 円
e 端数調整額	△ 65 円	△ 75 円	△ 140 円	△ 5 円	△ 87 円	△ 92 円
g 保険税額	152,200 円	61,000 円	213,200 円	149,500 円	54,800 円	204,300 円
				差 額		8,900 円

例6) 公的年金受給者の世帯

モデルケース 夫:年金収入 220万円 妻:年金収入 120万円以下

2人世帯	令和元年度(案) 【5割軽減】			平成30年度据置き 【5割軽減】		
区分	医療給付費	後期高齢者支援金	医療＋後期	医療給付費	後期高齢者支援金	医療＋後期
a 所得額	1,000,000 円	1,000,000 円	円	1,000,000 円	1,000,000 円	円
b 基礎控除	330,000 円	330,000 円	円	330,000 円	330,000 円	円
c 課税基準額(a-b)	670,000 円	670,000 円	円	670,000 円	670,000 円	円
d 固定資産税	44,600 円	44,600 円	円	44,600 円	44,600 円	円
① 所得割(c×所得割税率)	46,900 円	18,760 円	65,660 円	44,220 円	16,080 円	60,300 円
② 資産割(d×資産割税率)	2,765 円	1,115 円	3,880 円	5,485 円	2,007 円	7,492 円
③ 均等割(C×2人)	47,200 円	19,000 円	66,200 円	46,400 円	17,200 円	63,600 円
④ 平等割	20,400 円	8,200 円	28,600 円	20,400 円	7,600 円	28,000 円
e 5割軽減額[(③+④)×0.5]	△ 33,800 円	△ 13,600 円	△ 47,400 円	△ 33,400 円	△ 12,400 円	△ 45,800 円
f 端数調整額	△ 65 円	△ 75 円	△ 140 円	△ 5 円	△ 87 円	△ 92 円
g 保険税額	83,400 円	33,400 円	116,800 円	83,100 円	30,400 円	113,500 円
				差 額		3,300 円

令和元年度国民健康保険税(介護納付金分)計算例

〔所得割課税標準額、資産割課税標準額を令和元年度の基準額により比較した場合〕

【税率】

	令和元年度(案)	平成30年度	比較
A 所得割	2.5 %	2.3 %	0.2 ポイント
B 資産割	3.3 %	6.2 %	△ 2.9 ポイント
C 均等割	11,000 円	10,100 円	900 円
D 平等割	7,100 円	6,500 円	600 円

【税額計算例】

例1) 7割軽減の世帯(所得金額が33万円以下)

2人世帯	令和元年度(案) 【7割軽減】	平成30年度据置き 【7割軽減】
a 所得額	330,000 円	330,000 円
b 基礎控除	330,000 円	330,000 円
c 課税基準額(a-b)	0 円	0 円
d 固定資産税	28,900 円	28,900 円
① 所得割(c×所得割税率)	0 円	0 円
② 資産割(d×資産割税率)	953 円	1,791 円
③ 均等割(C×2人)	22,000 円	20,200 円
④ 平等割	7,100 円	6,500 円
e 7割軽減額[(③+④)×0.7]	△ 20,370 円	△ 18,690 円
f 端数調整額	△ 83 円	△ 1 円
g 保険税額	9,600 円	9,800 円
差 額		△ 200 円

例2) 5割軽減の世帯(所得金額が33万円に28万円×被保険者数を加えた金額以下)

2人世帯	令和元年度(案) 【5割軽減】	平成30年度据置き 【5割軽減】
a 所得額	890,000 円	890,000 円
b 基礎控除	330,000 円	330,000 円
c 課税基準額(a-b)	560,000 円	560,000 円
d 固定資産税	28,900 円	28,900 円
① 所得割(c×所得割税率)	14,000 円	12,880 円
② 資産割(d×資産割税率)	953 円	1,791 円
③ 均等割(C×2人)	22,000 円	20,200 円
④ 平等割	7,100 円	6,500 円
e 5割軽減額[(③+④)×0.5]	△ 14,550 円	△ 13,350 円
f 端数調整額	△ 3 円	△ 21 円
g 保険税額	29,500 円	28,000 円
差 額		1,500 円

例3) 2割軽減の世帯(所得金額が33万円に51万円×被保険者数を加えた金額以下)

2人世帯	令和元年度(案) 【2割軽減】	平成30年度据置き 【2割軽減】
a 所得額	1,350,000 円	1,350,000 円
b 基礎控除	330,000 円	330,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,020,000 円	1,020,000 円
d 固定資産税	28,900 円	28,900 円
① 所得割(c×所得割税率)	25,500 円	23,460 円
② 資産割(d×資産割税率)	953 円	1,791 円
③ 均等割(C×2人)	22,000 円	20,200 円
④ 平等割	7,100 円	6,500 円
e 2割軽減額[(③+④)×0.2]	△ 5,820 円	△ 5,340 円
f 端数調整額	△ 33 円	△ 11 円
g 保険税額	49,700 円	46,600 円
差 額		3,100 円

例4) 給与所得者の2人世帯

2人世帯	令和元年度(案) 【軽減非該当】	平成30年度据置き 【軽減非該当】
a 所得額	1,360,000 円	1,360,000 円
b 基礎控除	330,000 円	330,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,030,000 円	1,030,000 円
d 固定資産税	28,900 円	28,900 円
① 所得割(c×所得割税率)	25,750 円	23,690 円
② 資産割(d×資産割税率)	953 円	1,791 円
③ 均等割(C×2人)	22,000 円	20,200 円
④ 平等割	7,100 円	6,500 円
e 端数調整額	△ 3 円	△ 81 円
g 保険税額	55,800 円	52,100 円
差 額		3,700 円

例5) 事業所得者2人世帯

2人世帯	令和元年度(案) 【軽減非該当】	平成30年度据置き 【軽減非該当】
a 所得額	1,500,000 円	1,500,000 円
b 基礎控除	330,000 円	330,000 円
c 課税基準額(a-b)	1,170,000 円	1,170,000 円
d 固定資産税	28,900 円	28,900 円
① 所得割(c×所得割税率)	29,250 円	26,910 円
② 資産割(d×資産割税率)	953 円	1,791 円
③ 均等割(C×2人)	22,000 円	20,200 円
④ 平等割	7,100 円	6,500 円
e 端数調整額	△ 3 円	△ 1 円
g 保険税額	59,300 円	55,400 円
差 額		3,900 円

軽減該当世帯の推移(平成26年度から令和元年度まで)

医療給付費分

		R1		H30		H29		H28		H27		H26	
		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合	
均等割 (人)	2割	959 人	14.0%	950 人	13.6%	997 人	14.0%	1,099 人	14.9%	1,058 人	14.1%	1,204 人	15.4%
	5割	1,282 人	18.8%	1,281 人	18.4%	1,265 人	17.7%	1,336 人	18.1%	1,400 人	18.6%	1,289 人	16.5%
	7割	1,540 人	22.5%	1,565 人	22.4%	1,549 人	21.7%	1,580 人	21.5%	1,632 人	21.7%	1,616 人	20.7%
	計	3,781 人	55.3%	3,796 人	54.4%	3,811 人	53.4%	4,015 人	54.5%	4,090 人	54.4%	4,109 人	52.6%
平等割 (世帯)	2割	517 世帯	12.1%	506 世帯	11.7%	540 世帯	12.3%	573 世帯	12.9%	530 世帯	11.9%	605 世帯	13.5%
	5割	720 世帯	16.8%	709 世帯	16.4%	690 世帯	15.7%	717 世帯	16.1%	724 世帯	16.3%	644 世帯	14.3%
	7割	1,164 世帯	27.1%	1,177 世帯	27.3%	1,174 世帯	26.8%	1,179 世帯	26.6%	1,189 世帯	26.7%	1,152 世帯	25.7%
	計	2,401 世帯	56.0%	2,392 世帯	55.4%	2,404 世帯	54.8%	2,469 世帯	55.6%	2,443 世帯	54.9%	2,401 世帯	53.5%

後期高齢者支援金分

		R1		H30		H29		H28		H27		H26	
		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合	
均等割 (人)	2割	961 人	14.0%	965 人	13.6%	1,027 人	14.0%	1,149 人	15.0%	1,123 人	14.1%	1,284 人	15.4%
	5割	1,288 人	18.8%	1,299 人	18.4%	1,300 人	17.7%	1,398 人	18.2%	1,488 人	18.7%	1,388 人	16.6%
	7割	1,545 人	22.6%	1,589 人	22.5%	1,585 人	21.7%	1,642 人	21.4%	1,716 人	21.6%	1,725 人	20.7%
	計	3,794 人	55.4%	3,853 人	54.5%	3,912 人	53.4%	4,189 人	54.6%	4,327 人	54.4%	4,397 人	52.7%
平等割 (世帯)	2割	517 世帯	12.0%	510 世帯	11.7%	549 世帯	12.3%	594 世帯	13.0%	562 世帯	12.1%	635 世帯	13.4%
	5割	721 世帯	16.8%	715 世帯	16.4%	702 世帯	15.7%	735 世帯	16.0%	758 世帯	16.3%	684 世帯	14.4%
	7割	1,168 世帯	27.2%	1,191 世帯	27.2%	1,200 世帯	26.8%	1,222 世帯	26.6%	1,249 世帯	26.8%	1,230 世帯	25.9%
	計	2,406 世帯	56.0%	2,416 世帯	55.3%	2,451 世帯	54.8%	2,551 世帯	55.6%	2,569 世帯	55.2%	2,549 世帯	53.7%

介護納付金分

		R1		H30		H29		H28		H27		H26	
		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合		全体中の割合	
均等割 (人)	2割	265 人	12.8%	257 人	11.6%	264 人	11.5%	317 人	12.9%	328 人	12.2%	404 人	13.7%
	5割	286 人	13.9%	295 人	13.4%	299 人	13.0%	339 人	13.7%	398 人	14.8%	387 人	13.1%
	7割	467 人	22.6%	514 人	23.3%	515 人	22.5%	541 人	22.0%	600 人	22.4%	627 人	21.2%
	計	1,018 人	49.3%	1,066 人	48.3%	1,078 人	47.0%	1,197 人	48.6%	1,326 人	49.4%	1,418 人	48.0%
平等割 (世帯)	2割	204 世帯	11.8%	197 世帯	10.7%	208 世帯	10.8%	242 世帯	11.9%	247 世帯	11.3%	306 世帯	12.8%
	5割	235 世帯	13.6%	237 世帯	12.8%	246 世帯	12.8%	278 世帯	13.6%	321 世帯	14.6%	299 世帯	12.6%
	7割	429 世帯	24.8%	464 世帯	25.1%	471 世帯	24.5%	490 世帯	24.0%	529 世帯	24.1%	554 世帯	23.3%
	計	868 世帯	50.2%	898 世帯	48.6%	925 世帯	48.1%	1,010 世帯	49.5%	1,097 世帯	50.0%	1,159 世帯	48.7%

国民健康保険給付費の推移

(単位:円)

	H30	H29	H28	H27	H26	H25
療養給付費	一般	1,986,991,634	2,019,809,952	2,051,486,998	2,072,666,096	1,953,019,018
	退職	18,210,464	47,602,064	67,856,274	100,264,070	130,847,717
	計	2,005,202,098	2,067,412,016	2,119,343,272	2,172,930,166	2,083,866,735
対前年比	97.0%	97.5%	97.5%	104.3%	95.2%	103.8%

	H30	H29	H28	H27	H26	H25
療養費	一般	10,683,431	10,865,036	11,993,285	11,952,752	13,035,420
	退職	131,938	226,588	540,092	514,519	750,766
	計	10,815,369	11,091,624	12,533,377	12,467,271	13,786,186
対前年比	97.5%	88.5%	100.5%	90.4%	95.9%	96.9%

	H30	H29	H28	H27	H26	H25
高額療養費	一般	288,368,795	300,099,578	289,625,570	284,171,142	251,624,636
	退職	3,091,051	9,906,698	12,550,095	16,542,377	21,565,273
	計	291,459,846	310,006,276	302,175,665	300,713,519	273,189,909
対前年比	94.0%	102.6%	100.5%	110.1%	97.6%	104.6%

	H30	H29	H28	H27	H26	H25
給付費合計	一般	2,286,043,860	2,330,774,566	2,353,105,853	2,368,789,990	2,217,679,074
	退職	21,433,453	57,735,350	80,946,461	117,320,966	153,163,756
	計	2,307,477,313	2,388,509,916	2,434,052,314	2,486,110,956	2,370,842,830
対前年比	96.6%	98.1%	97.9%	104.9%	95.5%	103.8%